

令和4年度島田市移住促進Web広告配信業務委託公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

島田市では平成31年4月から、「マーケティング的思考」と「デジタル技術」を活用するデジタルマーケティングの手法を導入し、島田市の様々な施策における効果の最大化を図るための取組を開始した。令和2年度には、デジタルマーケティングに活用できるウェブサイトの構築を目的として、子育て、観光、お茶、ふるさと寄附金、移住の各分野におけるウェブサイトの機能強化業務を実施し、その一環として、移住・定住ポータルサイト「住んでご島田」の機能強化を行った。

本業務は、昨今の地方移住の機運の高まりを捉え、移住候補地としての島田市の認知度の向上と島田市への移住関心層の拡大を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和4年度島田市移住促進Web広告配信業務

(2) 業務内容

別紙「令和4年度島田市移住促進Web広告配信業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 予算規模

本業務に係る費用の上限は、2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(5) 担当部署

島田市地域生活部市民協働課

〒427-8501 静岡県島田市中心街1番の1（島田市役所本庁舎1階）

電話：0547-36-7197

E-mail：shiminkyodo@city.shimada.lg.jp

3 応募者の参加資格要件

令和4年度島田市移住促進Web広告配信業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 2021・2022年度島田市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。

※新たに入札参加申請をする場合、手続に日数を要するため、事前に2(5)に掲げる担当部署へ連絡すること。

- (3) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
- (7) 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ① 共同企業体を代表して市及び第三者と折衝する権限並びに自己の名義をもって市に対して委託料の請求等、包括的な責任を負う代表団体を定めること。
 - ② 共同企業体を構成する団体のそれぞれは、(1)～(6)で規定する全ての要件を満たすこと。
 - ③ 単独で申請した団体が他の共同企業体の構成員となること及び共同企業体申請の構成員が他の共同企業体の構成員となることはできないこと。
 - ④ 共同企業体構成届出書（様式2）及び共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成団体の役割、責任分担に関する事項が記載されていること。）を提出すること。

4 評価項目及び評価基準

別表「審査基準表」のとおり

5 スケジュール

No.	内容	実施期間等
1	手続開始の公告	令和4年12月21日（水）
2	参加表明書の提出及び質問受付期限	令和5年1月5日（木）
3	質問に対する回答期限	令和5年1月10日（火）
4	企画提案書等提出期限	令和5年1月20日（金）
5	一次審査（書類審査）	令和5年1月20日（金）
6	一次審査結果通知	令和5年1月23日（月）
7	二次審査（プレゼンテーション）	令和5年2月1日（水）
8	二次審査結果の公表及び通知	令和5年2月2日（木）
9	契約締結	令和5年2月初旬

6 実施要領等の交付

(1) 交付資料

- ① 本実施要領
- ② 島田市移住促進Web広告配信業務委託仕様書

③設計書

④各様式（様式1～様式9）

(2) 交付方法

上記の交付資料については、島田市ホームページからダウンロードすること。

7 参加に係る必要書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに次の必要書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和5年1月5日（木）17時まで（必着）

(2) 提出先 2(5)に掲げる担当部署

(3) 提出方法 持参または郵送とすること。

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等の市役所閉庁日を除く9時から17時まで

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
公募型プロポーザル参加表明書	様式1	1部	—
共同企業体構成届出書 (共同企業体での申請の場合)	様式2	1部	—

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。また、参加表明書を提出した者のみ質問書を提出できるものとする。

(1) 提出期限 令和5年1月5日（木）17時まで（必着）

(2) 提出先 2(5)に掲げる担当部署

(3) 提出方法 質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。

なお、電子メールを送信した時は、その旨を電話にて連絡すること。また、電話による質疑応答は行わないので注意すること。

送信先：shiminkyodo@city.shimada.lg.jp

(4) 回答方法

令和5年1月10日（火）までに、参加表明書を提出したすべての者（共同企業体の場合はその代表者）に電子メールで回答するとともに、本市ホームページに掲示する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和5年1月20日（金）16時まで（必着）

※参加表明書を提出した事業者であっても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出先 2(5)に掲げる担当部署

(3) 提出方法 持参または郵送とすること。

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等の市役所閉庁日を除く 9時から17時まで（最終日は16時まで）

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
事業者概要書	様式 4	1 部	PDFデータ 1 部 (※ 2)
事業者の業務実績	様式 5		
企画提案書	様式 6 及び 任意様式(※ 1)		
参考見積書及び内訳書	様式 7 及び 8		
納期限の到来している国税及び地方税に未納がないことを証明する書類	—		—

※ 1 企画提案書については、4に掲げる評価項目が表現されたものであること。
また、様式 6 に添付する任意様式について、使用するフォントは12pt以上とすること。

※ 2 副本のPDFデータについては、電子メールで提出すること。

なお、電子メールを送信した時は、その旨を電話にて連絡すること。

(5) 提出資料作成上の注意事項

- ①提案は、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ②各ページに通し番号を振ること。
- ③参考見積書及び内訳書は、企画提案書の内容に基づき、本業務の実施に必要な費用を算出し、様式 7 及び 8 により提出すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ④書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 9）を提出すること。また、参加表明書（様式 1）を提出した後の辞退についても同様とする。
- ⑤共同企業体による申請の場合、申請後において代表となる法人構成届の変更は認めないこと。

10 企画提案事業者の選定

(1) 一次審査（書類審査）

「島田市移住促進Web広告配信業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）事務局において、別表「審査基準表」の【一次審査（書類審査）】の各項目を基準とした一次審査を実施し、要件を満たした者を企画提案事業者として選定する。

(2) 審査結果の通知

二次審査への参加の可否は、令和 5 年 1 月 23 日（月）17時までに、企画提案書を提出した者（共同企業体の場合はその代表者）に対し電子メール及び郵送により通知する。

11 最優秀提案者の選定

(1) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会で事業者を厳正かつ公正に評価するため、提出を受けた企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

二次審査の実施概要は以下のとおりとする。

項目	内容
①実施予定日	令和5年2月1日（水）※一次審査結果の通知で日時を指定する。
②実施場所	オンライン実施を予定
③実施方法	<ul style="list-style-type: none">・1者につき30分（説明20分以内、質疑10分程度）・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。・プレゼンテーションにおいて、二次審査提出書類の内容に関するスライドを投影して説明することができる。この場合において、二次審査提出書類の内容を要約したものを投影することは認めるが、二次審査提出書類に記載のない事項を投影することは認めない。・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え、追加資料の提出及び提出された企画提案書等に加筆することは不可とする。・ヒアリングの時間及び場所等の詳細は、企画提案事業者に別途通知する。

(2) 審査及び選定

審査委員会においては、別表「審査基準表」の二次審査の評価項目により採点し、評価点の平均点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、評価点の平均点が2番目に高い者を次点者とする。

評価点の平均点が最も高い者が複数ある場合は、同点の者を比較して「企画案の内容」の評価の高い順に順位をつけるものとする。その結果で選考できない場合、「業務遂行能力」「特筆すべき事項」「見積価格」の順で順位づけするものとする。次点者の選考についても、同様の順位付けをするものとする。

合計点数の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は最優秀提案者又は次点者として選定しないものとする。

なお、参加事業者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、最優秀提案者及び次点者のみ本市ホームページで公表するとともに、企画提案事業者すべてに通知するものとする。

(4) 契約締結交渉

市は、審査委員会において最優秀提案者に選定された者を受託候補者として契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、次点者と契約交渉を行うこととする。

12 失格事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本プロポーザルの手続の過程で、「3 応募者の参加資格要件」「書類の提出方法、提出先及び提出期限」「書類の作成形式等」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- ②二次審査に出席しなかったとき。
- ③次のいずれかの行為をしたとき。
 - ア 審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の参加者と応募内容又はその意図について相談すること。
 - ウ 最優秀提案者の選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- ④書類に事実と反する記載をしたとき。ただし、真にやむをえない理由があると市が認める場合は、この限りではない。
- ⑤総額見積書に記載した金額が2(4)に掲げる予算規模を超過しているとき。
- ⑥企画提案書等の提出期限後に参考見積書の金額を訂正したとき。
- ⑦その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき。

13 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、企画提案書等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

14 その他

- (1) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。
- (2) 提案は1者につき1提案限りとする。
- (3) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類等の著作権は、本市に帰属することとする。ただし、本市と契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については提案者に帰属するものとする。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明、二次審査等に係る費用は参加者の負担とする。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類は、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザ

ルの受託候補者選定前において選定に影響が出るおそれのある情報については、選定後の公開とする。

(8) 質問への回答並びに二次審査における受託候補者からの提案及び回答は、島田市移住促進Web広告配信業務委託仕様書に含まれるものとする。

(9) 島田市移住促進Web広告配信業務委託仕様書は、本プロポーザルの公告の時点における本業務に対する本市の考えをまとめたものであり、契約締結前に本市と受託候補者の双方が協議の上、内容を確認し変更できるものとする。

15 問い合わせ先

島田市地域生活部市民協働課

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1（島田市役所本庁舎1階）

電話：0547-36-7197

E-mail：shiminkyodo@city.shimada.lg.jp